



Tax watch update

Issue No 09
2010年10月

はじめに	2
法人所得税	2
付加価値税	4
特別消費税	5
税務行政違反処分	5
関税	5



はじめに

今月号では、ベトナムの法人所得税、付加価値税、特別消費税、税務行政違反処分及び関税に関する最新情報を記載しました。ご検討後に、これらの最新情報や、その影響あるいは事業機会について、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

法人所得税

ハイテク企業

現行法人所得税により、ハイテク分野に所属する投資プロジェクトから設立される企業は法人所得税の免税及び税率の優遇措置を享受できますが、ハイテクプロジェクトの認定手続きに関する規則は発行されていませんでした。

2010年9月10日、首相はハイテク企業の認定証発行の手順及び手続きに関する Decision 55/2010/QĐ-TTg を発行しました。ハイテク企業認定証は企業が法人所得税上優遇措置及びその他優遇政策を享受できる根拠となります。

ハイテク企業認定を申請するために、企業は以下の資料2部を科学技術省に提出しなければなりません。

- (i) ハイテク企業認定の申請書
- (ii) 公証された事業登記証明書の謄本
- (iii) 企業がハイテク法の第18条1項に規定する要件に合致する説明報告書

ハイテク法の第18条1項により、ハイテク企業は以下の全ての要件に合致しなければなりません。

- a) ハイテク法の第6条に規定する発展奨励ハイテク製品一覧表に記載された製品を生産すること；
- b) ベトナムで実施する連続三年間の平均研究開発費の総額の毎年総売上に占める割合は1%以上で、第四年目からは1%を上回ること；
- c) ハイテク製品の三年連続平均売上は毎年総売上に60%以上占め、第四年目からは70%以上占めること；
- d) 研究開発に従事する大学専科以上の学歴を有する技術職従業員は企業の総従業員数の5%以上を占めること
- e) 環境に優しく、省エネルギー措置を適用し、ベトナム技術規準を満たす製品を生産、品質管理を行う（ベトナム技術規準が無い場合、各専門国際機構の規準を適用する）

ハイテク法の第6条に基づき、発展奨励ハイテク製品とは発展投資を優先されるハイテック一覧表に記載された技術により生産された製品であり、以下の要件を満たすものとする

- a) 付加価値が製品価値の構造に占める割合が高いこと；
- b) 高競争力及び経済社会的効果を有すること；
- c) 輸出可能或いは輸入品の代わりとすることができること；
- d) 国家科学・技術力の向上に貢献すること

ハイテック一覧表は首相によって発行されます。

資料を受領してから 30 日間以内に、科学技術省は審査を行い、ハイテク企業認定証を発行します。ハイテク企業認定証を交付されてから 12 ヶ月以内に企業が活動をしない或いはハイテク法の第 18 条 1 項に規定する要件を満たさない場合、政府は認定証の取り消しをすることが出来、企業は優遇措置の享受ができなくなります。

この Decision は 2010 年 10 月 26 日より有効となります。

証券投資基金の配当に対する法人所得税

2010 年 8 月 19 日に、財務省は証券投資基金が外国投資組織に配当することに対する法人所得税政策のガイドラインである Official Letter 10915/BTC-TCT を発行しました。

Official Letter 10915 に基づき、証券投資基金は投資組織（国内投資組織と外国投資組織とは区別をしない）に利益を配当する場合、その配当金は法人所得税率 25% で課税されます。但し、そのうち前段階に法人所得税を納税した配当金及び免税される債権の金利には課税されません。

証券投資基金の管理機構には投資組織の源泉税を天引きし、投資家の代わりに申告、納付を行う義務がありません。

株式会社の株式譲渡に関する税制

2010 年 9 月 20 日に、財務省は株式会社の株式譲渡活動に関する税制のガイドラインである Official Letter 12501/BTC-TCT を発行しました。

Official Letter 12501 に基づき、組織・個人が証券法に従って公開企業の株式を譲渡することは証券譲渡とみなされ、証券譲渡に関する税制が適用されます。

それ以外に組織・個人が株式会社の株式を譲渡することは資本譲渡としてみなされ、資本譲渡に関する税制が適用されます。

(i) 法人所得税

資本譲渡所得及び証券譲渡所得は『その他所得』と認められ、法人所得税率 25% で課税されます（証券会社を除く）。特に、ベトナムの企業法・投資法に従わずに事業を行っている外国組織の場合、資本譲渡所得（販売価格から購入価格及び費用を控除した金額）に対する法人所得税の課税率は 25% となり、

（2008 年 12 月 26 日付け Circular 130/2008/TT-BTC による）、証券譲渡売上に対する法人所得税の課税率は 0.1% となります（2008 年 12 月 31 日付け Circular 134/2008/TT-BTC による）。

(ii) 個人所得税

- ▶ 居住者：2008 年 9 月 30 日付け Circular 84/2008/TT-BTC により、資本譲渡所得に対する個人所得税の課税率は 20%、証券譲渡所得に対する個人所得税の課税率は 20%、個別証券譲渡の価格に対する個人所得税の課税率は 0.1% となります。
- ▶ 非居住者：資本・証券譲渡額に対する個人所得税の課税率は 0.1% です。

付加価値税

信用・保証の提供サービスに対する付加価値税

付加価値税に関する 2008 年 12 月 26 日付け Circular 129/2008/TT-BTC (Circular 129) では、信用提供サービスは付加価値税の課税対象外と規定されています。信用提供サービスは貸付、譲渡可能証券・その他有価証券等の割引及び再割引；保証；金融リース及びベトナムでの金融・信用組織が法律に基づいて提供するその他信用サービスなどの形態が含まれます。

下記の金融組織の事業所得は課税されません：満期以前の貸付金の回収処理、支払遅延、債務の再構造、借入金の管理、資産取引に関する事業（保証資産の管理、保管、処理、変更、評価）、金融組織が顧客に適用する貸付・保証規程に基づいて保証状の発行；信用状（L/C）の発行・確認・通知からの収入



法律に禁止されず、国際的慣行及び国家銀行が規定する銀行保証規制に適合する保証サービスからの銀行・金融機関の所得には付加価値税は課税されません。

但し、貴重な現物・有価証券等の保管、セーフティボックスの賃貸、質入れ及び銀行活動に関するその他サービスからの所得には付加価値税が課税されます。

(財務省の 2010 年 3 月 18 日付け Official Letter 3316/BTC-CST 及び 2010 年 9 月 6 日付け Official Letter 11754/BTC-CST による)

証券事業活動の支援サービスに対する付加価値税

Circular 129 では、証券事業は付加価値税の課税対象外と規定されています。証券事業は証券仲介、自己証券取引、証券発行保証、証券投資コンサルティング、証券保管、証券投資基金の管理、証券投資名目の管理、証券取引所の市場組織サービス及び証券法に基くその他事業活動が含まれます。

一方、証券事業活動に提供される以下の銀行サービスには、付加価値税が税率 10% で課税されます。口座サービス（口座開設・終了費、月度管理費）；基金管理サービス；銀行スーパーバイズ・サービス；基金会計サービス；純資産価値の評価サービス；会計監査認証サービス；電子銀行サービス；送金サービス；その他支店/代理店との海外でのサービスに関するサービス。

(財務省の 2010 年 9 月 15 日付け Official Letter 12354/BTC-CST による)

特別消費税

ゴルフに対する特別消費税

特別消費税に関する現行規則により、ゴルフ会員権の販売、ゴルフチケットの販売、プレー料金（芝生のメンテナンス費も含め）及びデポジット（もし有る場合）などゴルフ事業の売上には特別消費税が課税されます。

その他に、ゴルフ・バギー及びキャディーサービス料金はゴルフ事業活動に属する活動であるので、特別消費税が課税されます。

(財務省の 2010 年 8 月 9 日付け Official Letter 10386/BTC-CST による)

税務行政違反の処分

インボイス未発行での商品販売・役務提供

税務規則違反の処分についてのガイドラインを示した財務省の2007年6月14日付け Circular 61/2007/TT-BTCにより、商品販売・役務提供を行う際にインボイスを発行しない事は、税金回避/詐欺行為と認識され、回避/詐欺税額と同額の罰金となります。

但し、商品販売・役務提供を行う際にインボイスを発行しない事が税金回避/詐欺行為にならない場合、2002年11月7日付け Decree 89/2002/ND-CPに規定するインボイス印刷、発行、管理及び使用に関する違反として処分されます。罰金は2百万ドンから7百万ドンまでとされます。

(税務総局の2010年9月9日付け Official Letter 3480/TCT-CSによる)

関税

輸出品を梱包するための包装及び包装生産用資材は輸出品の生産用原材料、資材と認められる

税関総局の2010年07月26日付け Official Letter 19/TCHQ-GSQLにより、輸出品を梱包するための包装及び包装生産用資材は輸出品生産用原材料、資材と認められます。従って、輸出品生産形態と同様に輸入者は申告書を作成し、財務省の2009年4月20日付け Circular 79/2009/TT-BTCに規定する規準、支払条件の登記手続きを遂行しなければなりません。

16席以下の乗用車に対する通関手続き

2010年09月01日付け Official Letter 5126/TCHQ-GSQLにより、16席以下の新車は各種規定税金を全額納付し、品質検査結果(輸入車の技術安全及び環境保護の認定書)が有る場合のみに、通関判子を押印され、輸入車申告書に確認のサインがされます。

技術ラインに使用する専用運搬手段に対する輸入税の免税

2010年9月01日付け Official Letter 1501/HQDNa-TXNKにて Dong Nai 税関当局は技術ラインに使用する専用運搬手段が輸入税を免税される要件を以下の様に明示しました。

- (i) 該手段が科学技術省によって生産用専用運搬手段と認定されること；
- (ii) 同時に該手段はプロジェクトを実施する税関当局に登録した固定資産形成向け免税輸入品一覧表に記載されていること；
- (iii) 該手段が中古自動車の場合、生産年度から輸入年度までの期間は5年間を超えていないこと。

しかし、実際には科学技術省への申請手続きに関する明瞭な規定が無いので、輸入事業者は上記の実施中に困難に直面する可能性があります。

破壊された輸入品の輸入税還付

Official Letter 4785/TCHQ-TXNKにより、規制を違反をする輸入品には破壊が強制されます。違反輸入品が税関当局によって観察・管理されている場合、Circular 79/2009/TT-BTCの第112条13項に基づいて輸入税を還付されますが、違反輸入品が通関され、税関当局の観察、管理では無い場合、輸入税の還付はされません。

免税される速達サービスを利用する輸入品の価値の基準に関する規定の草案

関税法の一部条項の実施ガイドラインである 2010 年 8 月 13 日付け Decree 87/2010/ND-CP を実施するために、首相は免税される速達サービスを利用する輸入品の価値の基準に関する Decision の草案を制定しています。この草案により、輸入品は 1 百万までの価値を有する場合、免税となります（輸入税及び付加価値税を含める）。

また、実際の状況に応じて、財務省は上記の価値を調整することができますが、20%前後と制限されます。20%以上の調整をしたい場合は、財務省は首相に報告し、考慮を得ます。



略称一覧（和訳）

CIT	Corporate Income Tax	法人所得税
DTA	Double Tax Agreement	二重課税防止協定
EPE	Export Processing Enterprises	輸出加工企業
FC	Foreign Contractor	外国契約者
FCT	Foreign Contractor Tax	外国契約者源泉税
FIE	Foreign Invested Enterprises	外国投資企業
GDT	General Department of Taxation	税務総局
GDC	General Department of Customs	税関総局
MoC	Ministry of Construction	建設省
MoF	Ministry of Finance	財務省
MoIT	Ministry of Industry and Trade	工業貿易省
MoLISA	Ministry of Labor-War Invalids and Social Affairs	労働傷病兵社会福祉省
OL	Official Letter	Official Letter
NRT	Natural Resources Tax	天然資源税
PIT	Personal Income Tax	個人所得税
SBV	The State Bank of Vietnam	ベトナム中央銀行
SI	Social Insurance	社会保険
SSC	State Securities Commission	国家証券委員会
SST	Special Sales Tax	特別売上税
VAT	Value-added Tax	付加価値税
VAS	Vietnamese Accounting System	ベトナム会計システム

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu huong.vu@vn.ey.com	パートナー
Thanh Trung Nguyen thanh.trung.nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
Trang Pham trang.pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
The Gia Tran the.gia.tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー
Hoang Vu Phan hoang.vu.phan@vn.ey.com	シニア・マネージャー
Tuan Dinh Pham tuan.dinh.pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
安西 冬樹 fuyuki.anzai@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー
ホーチミン事務所	
Nam Nguyen nam.nguyen@vn.ey.com	パートナー
Jeff Sea jeff.sea@vn.ey.com	ディレクター
Sarah Jubb sarah.jubb@vn.ey.com	ディレクター
Nitin Jain nitin.jain@vn.ey.com	ディレクター
Nhan Huynh nhan.huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
Ronelle Acheron ronelle.acheron@vn.ey.com	シニア・マネージャー
Thy Anh Huynh thy.anh.huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
中島 敬仁 takahito.nakajima@vn.ey.com	日系企業統括シニア・マネージャー

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000097

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn